

令和3年第4回港区議会定例会追加提出予定案件一覧

追加議案8件

- | | |
|---------|--|
| 議案第 96号 | 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 97号 | 港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 98号 | 港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 99号 | 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第100号 | 令和3年度港区一般会計補正予算（第6号） |
| 議案第101号 | 令和3年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第3号） |
| 議案第102号 | 令和3年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号） |
| 議案第103号 | 令和3年度港区介護保険会計補正予算（第3号） |

令和3年第4回港区議会定例会追加提出予定案件（概要）

議案第96号

【総務部総務課】

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和3年度の期末手当の支給月数の引下げ

・ 3月支給分 0.25月 → 0.10月

(2) 令和4年度以降の期末手当の支給月数の改定

・ 期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年 間
1.725月 (△0.075)	1.825月 (△0.075)	0.25月 (0)	3.80月 (△0.15)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和3年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引下げ月数)。

・ 3.95月 → 3.80月(△0.15月)

○ 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和4年4月1日

議案第97号

【総務部総務課】

港区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区長等の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和3年度の期末手当の支給月数の引下げ

・ 3月支給分 0.25月 → 0.10月

(2) 令和4年度以降の期末手当の支給月数の改定

・期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

6月分	12月分	3月分	年間
1.725月 (△0.075)	1.825月 (△0.075)	0.25月 (0)	3.80月 (△0.15)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和3年度以降の期末手当の年間支給月数は、次のように改定されます(括弧内は、引下げ月数)。

・3.95月 → 3.80月(△0.15月)

- 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和4年4月1日

議案第98号

【総務部人事課】

港区職員の給与に関する条例及び港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、職員及び会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和3年度の期末手当の支給月数の改定

・令和4年3月支給分の期末手当の支給月数を0.15月(再任用職員については、0.05月)引き下げます。

	3月分	年間
管 理 職 員	0.10月 (△0.15)	2.00月 (△0.15)
管理職員以外の職員	0.10月 (△0.15)	2.40月 (△0.15)
再任用職員 (管理職員)	0.05月 (△0.05)	1.15月 (△0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.05月 (△0.05)	1.35月 (△0.05)
会計年度任用職員	0.10月 (△0.15)	2.40月 (△0.15)

(括弧内は、引下げ月数)

(2) 令和4年度以降の期末手当の支給月数の改定

・期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	3月分	年間
管理職員	0.850月 (△0.075)	0.900月 (△0.075)	0.25月 (0)	2.00月 (△0.15)
管理職員以外の職員	1.050月 (△0.075)	1.100月 (△0.075)	0.25月 (0)	2.40月 (△0.15)
再任用職員 (管理職員)	0.500月 (△0.025)	0.550月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.15月 (△0.05)
再任用職員 (管理職員以外の職員)	0.600月 (△0.025)	0.650月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.35月 (△0.05)
会計年度任用職員	1.050月 (△0.075)	1.100月 (△0.075)	0.25月 (0)	2.40月 (△0.15)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和3年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます(会計年度任用職員にあっては、勤勉手当の支給対象ではないため除きます。)

- ・管理職員 } 4.60月 → 4.45月
- 管理職員以外の職員 } (△0.15月)
- ・再任用職員 2.40月 → 2.35月
(△0.05月)

- 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和4年4月1日

**議案第99号 【教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課】
港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

本案は、特別区人事委員会の勧告を受け、幼稚園教育職員の期末手当の支給月数を改定するものです。

○ 内 容

(1) 令和3年度の期末手当の支給月数の改定

- ・令和4年3月支給分の期末手当の支給月数を0.15月(再任用職員については、0.05月)引き下げます。

	3月分	年 間
管 理 職 員	0.10月 (△0.15)	2.00月 (△0.15)
管理職員以外の職員	0.10月 (△0.15)	2.40月 (△0.15)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.05月 (△0.05)	1.15月 (△0.05)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.05月 (△0.05)	1.35月 (△0.05)

(括弧内は、引下げ月数)

(2) 令和4年度以降の期末手当の支給月数の改定

・期末手当の各支給月における支給月数を次のとおり改定します。

	6月分	12月分	3月分	年 間
管 理 職 員	0.850月 (△0.075)	0.900月 (△0.075)	0.25月 (0)	2.00月 (△0.15)
管理職員以外の職員	1.050月 (△0.075)	1.100月 (△0.075)	0.25月 (0)	2.40月 (△0.15)
再 任 用 職 員 (管 理 職 員)	0.500月 (△0.025)	0.550月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.15月 (△0.05)
再 任 用 職 員 (管理職員以外の職員)	0.600月 (△0.025)	0.650月 (△0.025)	0.10月 (0)	1.35月 (△0.05)

(括弧内は、現行規定からの引下げ月数)

※この引下げに伴い、令和3年度以降の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数は、次のように改定されます。

- ・ 管 理 職 員 } 4.60月 → 4.45月
- 管理職員以外の職員 } (△0.15月)
- ・ 再 任 用 職 員 2.40月 → 2.35月
- (△0.05月)

○ 施行期日 (1)については公布の日、(2)については令和4年4月1日

議案第100号

【企画経営部財政課】

令和3年度港区一般会計補正予算(第6号)

議案第101号

【企画経営部財政課】

令和3年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第3号)

議案第102号

【企画経営部財政課】

令和3年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

議案第103号

【企画経営部財政課】

令和3年度港区介護保険会計補正予算（第3号）